

第1回 横浜市港北スポーツセンター指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和8年4月20日(月)14時~15時
開催場所	港北区役所4階1号会議室
出席者	林委員長、青委員、大森委員、中村委員、吉田委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者4人) ※一部非公開
議 題	1 会議の公開・非公開について 2 横浜市港北スポーツセンター指定管理者公募要項について 3 横浜市港北スポーツセンター指定管理者の選定基準について 4 その他
決定事項	1 会議の公開・非公開について、次のとおり決定した。 第1回会議：公募要項や選定基準が公表前であるため「会議の公開・非公開について」以降の議事を非公開とする。 第2回会議：応募団体のヒアリングについては、後から面接を受ける団体が内容を参考にできないよう配慮したうえで公開する。ヒアリング終了後の審査については非公開とする。 2 公募要項、応募書類一式について、原案のとおり承認された。 3 選定基準項目について原案のとおり承認された。また、最低基準点は、加減点項目を除いた合計点の6割とすることで承認された。
議 事 録	議題1 会議の公開・非公開について ※質疑等特になし 議題2 横浜市港北スポーツセンター指定管理者公募要項について (委員)「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書(様式7)」というものがあるが、これらに加入していなくても応募できるのか。それであれば、これらに加入していることを「欠格事項に該当しない宣誓書(様式4)」で宣誓させることと矛盾するのではないか。 (事務局)申請者は必要な労働保険や社会保険へ加入する必要がある、その手続を行っていないことは、原則、欠格事項に当たると定めている。一方、例外的に加入の必要が生じず、欠格事項に該当しない場合がある。 (委員)施設において突発的に修繕の必要が生じた場合は、横浜市が費用を負担するのか。 (事務局)設備的な瑕疵であれば横浜市が負担する。機能維持に必要な一定金額以下の修繕の場合、指定管理業務として指定管理者の負担で修繕してもらう。 (委員)他の区のスポーツセンターも一斉に指定管理者を公募し、応募関係書類も同様に定めているのか。 (事務局)多くのスポーツセンターが同時期に指定管理者の公募を行っている。応募関係書類は、ひな形として全市共通となっている。 (委員)横浜市の基準に則って応募関係書類が定められており、欠格事項等の様式も横浜市の基準なのか。 (事務局)ご認識の通り。 (委員)応募関係書類のなかに、提出が必要のない様式も含まれているのか。

	<p>(事務局) 応募者に該当しない書類は、提出の必要はない。</p> <p>議題3 横浜市港北スポーツセンター指定管理者の選定基準について</p> <p>(委員) 評価基準項目「6 施設管理」について、どの程度の予算が適正か、基準はあるか。</p> <p>(事務局) 必要な修繕等については、1件あたり100万円を上限として指定管理者の負担で行い、各年度500万円以上の額を修繕費として、指定管理料に含めて提案することとする。その範囲のなかで、申請者の申し出た予算額が適正かどうか、個別に審査することになる。</p> <p>(委員) 評価基準項目2(2)「多言語化に関する取組」の評価は2段階だが、評価1点・2点の違いについて、どのように考えて決めればよいか。</p> <p>(事務局) 1点は「普通」、2点は「優れている」と評価する。</p> <p>(委員) 最近は大規模な修繕はあったか。また、これらの修繕を踏まえて提案書を審査すればよいか。</p> <p>(事務局) 最近の大規模な修繕では、体育館の天井の軽量化、一部の壁の修繕を実施した。ご認識のとおり、修繕の履歴も踏まえ提案書を審査していただく。</p> <p>(委員) 今まで施設で大規模なトラブルなどはあったのか。</p> <p>(事務局) 大規模なトラブルがあったとは聞き及んでいない。第2回委員会で参考事例をお示しする。</p> <p>(委員) 各委員は申請書類を事前に採点したうえで、当日のプレゼンテーションを踏まえ、最終的に採点を決めるということであるが、財務などの専門的な内容については事前に自分で採点することが難しいため、どう対応すればよいか。</p> <p>(事務局) 第2回選定委員会において、プレゼンテーション前に吉田委員(税理士)から、採点にかかる判断材料を示してもらい採点していただきたい。</p> <p>議題4 その他 ※議題等特になし</p>
<p>そ の 他 特 記 事 項</p>	<p>令和8度第2回横浜市港北スポーツセンター指定管理者選定委員会 開催日時：令和7年7月30日(木)を予定 場 所：横浜市港北区役所4階1号会議室</p>